

認知症初期 集中支援チーム

「認知症かな?」「認知症だと思うけど、どうしたらいいの?」など、お困りのことがありましたら、まずはご相談ください。

市では、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断や早期対応に向けた活動をしています。

1. 認知症初期集中支援チームとは

認知症専門医、看護師などの医療職、介護職によって構成されるチームです。本人や家族、民生委員、ケアマネジャーなどからの相談を受け、ご家庭を訪問し、相談に応じ、在宅生活の支援や介護者の負担軽減への助言やサポートを行います。

また、専門医の助言をうけながら、適切な医療・介護サービスの提供などの支援を行います。

2. 対象者

在宅で生活している40歳以上の人で認知症の人や認知症が疑われる人

- ① 認知症の診断を受けていない、または治療を中断している人
- ② 介護保険サービスを受けていない、または中断している人
- ③ 何らかのサービスを利用しているが、認知症の症状が強くてどのように対応してよいか悩んだり、困っている人

3. 費用等

自己負担はありません。

4. 委託先と協力機関

委託先：医療法人 エスポアール出雲クリニック
(小山町 361-2 ☎21-9779)

協力機関：出雲医師会認知症サポート医会
高齢者あんしん支援センター

地域	住所	電話番号
出雲	今市町 543 社会福祉センター内	25-0707
平田	平田町 2112-1 平田福祉館内	63-8200
佐田	佐田町反辺 1747-6 出雲市役所佐田支所内	84-0019
多伎	多伎町小田 50 出雲市社会福祉協議会 多伎支所内	86-7122
湖陵	湖陵町三部 1352 出雲市社会福祉協議会 湖陵支所内	43-7611
大社	大社町杵築南 1397-2 大社健康福祉センター内	53-3232
斐川	斐川町上庄原 1766-2 出雲市社会福祉協議会 斐川支所内	73-9125

おたずね／医療介護連携課 ☎21-6121

「出雲市保幼小交流の日」の開催について

市では、各小学校において、翌年に小学校への就学を迎えるお子さんを対象とした「出雲市保幼小交流の日」を開催します。

この交流の日は、保育・幼稚園教育から小学校教育へと繋ぐ時期（接続期）において、子どもたちがスムーズに生活環境の変化に対応できるように実施するものです。

この交流の日のほかに、各保育所・幼稚園・認定こども園・小学校ではさまざまな交流活動を実施したり、小学校就学前後の保育・教育内容を工夫したりするなど、お子さんが小学校での生活・学習環境に慣れ



今市小学校：学校見学スタンプラリーの様子

るよう取り組んでいます。

交流の日には、小学校によって違いはありますが、お子さんに小学校の児童や他の保育所・幼稚園等の友だちと一緒に遊びや学習を体験していただくとともに、その活動を保護者の方に参観していただきます。

平成29年度の交流の日は、**10月24日(火)午後**に開催します。

平成30年度就学予定で、市内の保育所・幼稚園等に通園・通園しているお子さんの保護者の方には、それぞれの所・園から案内します。

また、市内の保育所・幼稚園等に通所・通園していないお子さんの保護者の方で参加希望の方は、学校教育課にお問い合わせください。

おたずね／学校教育課

☎216196

手話通訳者等を派遣します

聴覚等に障がいのある方が円滑に意思疎通ができるように、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

対象者 市内に住所を有する聴覚障がい者等

派遣内容 *医療、職業、教育等に関すること
*聴覚障がい者または住民のために実施される講演会等
*営利的な活動、政治的または宗教的な活動を除きます。

利用者負担 *個人派遣の場合／無料（ただし、手話通訳者等の入場料などは申請者で負担してください。）
*団体派遣の場合／障がい者団体を除き、原則として主催者負担

手話は言語です

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約第2条には、「手話は言語」であることが明記されています。（日本は平成26年1月にこの条約を批准しています。）

また、改正障害者基本法第3条において手話は音声言語とともに非音声言語として認められました。

手話は、日本語を手や指、体などの動きや顔の表情を使って表す独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話ろう者（コミュニケーション手段が手話である聴覚障がい者）にとって、聴覚障がいのない人たちの音声言語と同様に、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

手話ろう者にとって、日常生活のうえで、必要なものであり、手話を普及していくことは、ろう者の生活の質の向上を図るために重要であると同時に、障がいへの理解の促進を図ることにつながります。

聴覚障がいは、外見からわからない障がいであるため、気づかれないことがあります。特に、災害などの緊急時の重要な情報が伝わらないことがあり、周囲の人は配慮が必要です。

みんなで簡単な手話を覚えましょう。

ありがとう



片方の手の平を下に向け、手の甲に反対の手をあてる。甲にあてた手を引き上げ、拝むようにする。

大丈夫ですか



指先を左胸から右胸へ順番にあてる。

手の平を上に向け、前に差し出す。

大丈夫+尋ねる

【大丈夫】

【尋ねる、～か？】

おたずね・申込み／福祉推進課 ☎21-6959 Fax21-6598
市のホームページにも掲載しています。

ひとり親家庭の方のために

ひとり親家庭では、家計を支えながらひとりで子育てを担うことになるため、その両立が困難であったり、不安や負担を感じることもあると思います。

ここでは、ひとり親家庭の方が利用できる各種制度を紹介します。制度によっては所得要件や事前相談が必要なものもあります。まずは、お気軽にご相談ください。

制 度	内 容	問い合わせ
母子父子自立支援員による相談	各種制度の情報提供をするとともに、くらし・子育て・就労・養育費取得など、さまざまな悩みの相談に応じます。	本庁 子ども政策課
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	子どもが修学するための資金や、母または父が技能を習得するための資金など、各種資金の貸付を行います。	
母子家庭等自立支援給付金事業	母または父の就業を促進するため、資格取得のための講座を受講する場合や養成機関で修業する場合に給付金を支給します。	
日常生活支援事業	一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、家庭生活支援員を派遣します。	
児童扶養手当	父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために支給します。※所得・児童数で手当額が決まります。	本庁 子ども政策課 または各支所
福祉医療費助成制度	ひとり親家庭の母（父）とその児童または、両親のいない児童の医療費を助成します。医療費の自己負担が1割となり、1医療機関1か月あたりの自己負担額も上限までとなります。（所得制限があります。原則として18歳未満の児童が対象です。）	本庁 福祉推進課 または各支所
就学援助制度	経済的理由で小学校・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを援助します。	本庁／教育政策課 または各小・中学校

本庁／子ども政策課 ☎21-6604 平田支所／市民福祉課 ☎63-5567 湖陵支所／市民サービス課 ☎43-1215
 福祉推進課 ☎21-6694 佐田支所／市民サービス課 ☎84-0118 大社支所／市民サービス課 ☎53-3116
 教育政策課 ☎21-6190 多伎支所／市民サービス課 ☎86-3116 斐川支所／市民福祉課 ☎73-9110

●身体障がい者相談員

名 前	住 所	電話番号	FAX
竹下 英治	塩冶町1723-1	23-0797	23-0797
小谷 育実	上塩冶町2512-1	23-7799	-
福間 清子	灘分町2311	62-3873	62-3873
角 貞徳	園町819	69-1065	69-1065
和泉 積	佐田町反辺220-3	84-0155	84-0155
石飛 丈和	多伎町口田儀206	86-2714	-
今岡 忠嗣	湖陵町常楽寺700-1	43-2202	43-2202
大村 豊秋	大社町杵築南1144	53-0325	-
廣戸八重子	斐川町神氷2718-2	72-6569	-

●知的障がい者相談員

名 前	住 所	電話番号
伊藤喜代子	平野町842	22-5624
山田 瑞子	今市町427-1	21-0121
今岡 幸恵	西神西町1022	43-2691
原 泰子	中野町689-5	21-3470
久家久美子	灘分町1390	62-5008
村山 進	大社町北荒木807-1	53-5413
荒川 文雄	斐川町直江1555-63	72-7044

平成29年度（2017）
出雲市障がい者相談員について
 障がい者福祉に理解と熱意がある相談員が相談に応じます。お気軽にお問合せください。今年度の障がい者相談員は左の表のとおりです。

おたすね／福祉推進課

☎21-6961 FAX21-6598